

# 育成センターだより

令和6年度  
No. 430

長野市少年育成センター  
TEL. 228-8547  
FAX. 224-0109

長野市青少年健全育成環境浄化強調月間(10月)  
全国子ども・若者育成支援推進強調月間(11月)  
全国児童虐待防止推進月間(11月)

## 年度後半の育成活動

今年、オリンピック・パラリンピックが開催され、日本は多くのメダルを獲得しました。テレビ画面に映し出される光景は、パリの美しさと競技が相まって魅了される大会でした。



しかし、その裏で、今回もSNS等での誹謗中傷が大きな話題となりました。SNSの発信は、全世界に一気に広がります。それが本当であるかどうかに関係なく、自分の言いたいことだけ訴えていきます。発信の先で巻き込まれていく人や社会のことが心配になります。

### No Heart No SNS

(ハートがなければSNSじゃない)

年度の後半に入り、子どものスマホの所持率は上がります。これからの人生が豊かになるような使い方を家族で話し合っていくきましょう。

## 育成活動の重点

★ スマホ・ゲーム機、テレビの使い方や視聴 心と体は大丈夫？

★ トラブルや依存が増え、乱れた生活になっていませんか。親子でルールをつくり、使う環境を整えましょう。

★ 早寝・早起き・朝ごはん。手洗い・うがいで健康管理。

★ コロナやインフルエンザに負けないように健康管理をしっかりとしましょう。

★ 「うせー」「だりー」では伝わらない。あなたの気持ち。

★ 困ったことがあれば、言葉にして人に伝えよう。

★ 子どもの相談は、「受け止め、寄り添い、語り合い」

★ 子どもの発する言葉や態度に、耳や心を傾けましょう。



## 未来を担う子どもたちと大人の関わり

長野市教育委員会 家庭・地域学びの課 課長 藤原 慶治

日頃、関係者の皆様には、本市の青少年健全育成活動にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市の青少年健全育成の目標は、長野市教育振興基本計画に則り、「未来の長野市を築く担い手としての青少年が、敬愛の心を基底に実践力を備え、責任感の強い心身ともにたくましく、想像力豊かで、国際性に富んだ広い視野と深い洞察力を持った人間に成長すること」としています。この目標の実現に向け、少年育成センターを中心に関係機関、各種団体の皆様と連携・協力しながら青少年の健全育成活動を実施しています。

さて、現代の子どもたちを取り巻く環境は、いじめ、不登校、引きこもり、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など昔から起こっている問題のほか、社会情勢の変化により新たに引き起こされているものもあり、益々、多様化・複雑化しています。生まれた時から携帯端末機等が身近にある現代の子どもたちは、良い悪いに関わらず様々な情報が比較的簡単に手に入ります。また、誤操作やチョットしたつぶやきにより、攻撃的になったり、個人情報が多量に知ら渡ったりすることもあります。市内外の見知らぬ人とインターネット上で繋がり、いつの間

にか犯罪やトラブルなどに巻き込まれ、被害者や加害者になってしまうケースもあります。

このような状況の中、未来を担う子どもたちが、自分を大切に、安心・安全で豊かに生活をしていくためには、我々大人はどうすればよいでしょうか。人と人の繋がりが希薄となったと言われる昨今ではありますが、大人たちは、今まで実施してきた地道な活動を継続しつつ、子どもたちを見守る目を更に養うことが必要だと感じています。また、生活スタイル自体も年々変わり、新しい問題が生じていることから、家庭、学校、地域、行政、民間などあらゆる立場の方の知見を集結させ、従来の考え方にとらわれず、新しい方策を研究するため、今まで以上に連携・協力が不可欠だと思えます。

最後に、未来を担う子どもたちのため、本市といたしまして、青少年健全育成施策の推進に、より一層努めてまいりますので、関係する皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



# 法務省における「子ども」をめぐる 人権諸問題への取組について

法務省長野地方法務局 人権擁護課 課長 小林 巧

令和6年版「人権教育・啓発白書」

法務省・文部科学省編によれば、令和5年のこどもの人権をめぐる動向として、こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければならないところ、いじめや児童虐待など、こどもが被害者となる事案が後を絶たず、人権擁護機関が調査救済活動を行う人権侵犯事件においても、令和5年に新規に救済手続きを開始した事件数は、学校におけるいじめ事案が1185件、教育職員による体罰に関する事案が74件、児童に対する暴行・虐待事案が268件となっています。

法務省の人権擁護機関におけるこどもの人権課題に関する取組としては、  
①【啓発・広報】「こどもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しているところです。

([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00107.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html))

②【人権相談】幅広く人権相談を受け付けているところ、こどもたちの助けを求める声を聞き漏らすことなく救済につなげていくため、こどもたちが相談しやすいような各種の方法により相談対応を行っており、相談環境の整備を図っています。

・ こどもの人権 SOS ミニレター (手紙による相談、切手不要)

・ こどもの人権 110 番 (電話による相談、フリーダイヤル)

・ こどもの人権 SOS eメール (インターネットによる相談)

・ LINE じんけん相談 (チャット形式による相談)

・ こどもの人権 SOS チャット (GIGAスクール端末を利用するチャット形式による相談)

③【調査救済】人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続きを開始し、被害の救済に取り組んでいます。

※緊急性の高い事案の場合、学校や関係機関とも連携し、直ちに児童・生徒の保護を図ることとしています。

また、法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ各種の人権啓発活動を実施しており、令和5年度にドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」を作成し、人権擁護委員会を中心に中・高校生や大学生に対する「人権教室」を実施しています。

各学校や企業において「人権教室・企業啓発」を希望する場合には、長野地方法務局に電話で申し込むか、ホームページのフォーマットに入力の上、お申し込みください。

(<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/keihatsu>)

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることに鑑み、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)では、侮辱罪の法定刑の引き上げが行われました(令和4年7月7日施行)。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要であり、法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、特に青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生等を対象として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための「人権教室」を実施しています。

法務省の人権擁護機関では、以上のような「こども」の人権諸問題に関する取組を実施していますが、この他にも様々な取組を実施しています。法務省人権擁護局ホームページにて御確認ください。

☆法務省人権擁護局フロントページ (<https://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>)

☆法務省人権擁護局ホームページ (<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

☆人権啓発コンテンツ (<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

☆人権チャンネル (<https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)



# 地域で子どもを育てよう

朝陽地区住民自治協議会教育文化部会  
少年育成委員会会長

伊藤 あけみ

近年宅地化も進んでいますが、朝陽地区は、まだまだ田園地帯が広がるのかな地域です。

少年育成委員会は、八区から選出された十二名で、三班に分かれ年八回、巡回指導と清掃活動を行っています。ただ巡回しても子どもと会うことはほぼありません。交番でお話を聞いても「子どもは見えないね」とのことです。

また、今年度も長野市少年育成センターから講師としておいでいただき研修を行いました。巡回指導にも同行いただき大変参考になりました。巡回しているコンビニや大型



スーパー、書店などは、雑誌の陳列も配慮されていますが、「巡回活動の成果でもあるのでは」とのお言葉もいただきました。

昨年度の巡回では、地区内の地下道の排水溝や非常灯の設備の改善をお願いしたり、放置自転車への対応を交番にお願いしたりしました。

教育文化部会の活動では、各区の育成会の皆さんとの「意見交換会」への出席、「地域と学校との連携懇談会」への出席、「あいさつ運動」への参加、「人権を考える住民集会」への参加など、多岐にわたる住民自治協議会への理解を深めることができました。



子どもたちを取り巻く環境は、私たちが子育てをしていた頃と大きく変わっています。SNSでは、今まで出会うことがなかった人たちが、簡単につながることができるようになっています。自分には見えないものやことにこそ、大きな危険が潜んでいる。子どもたちばかりではなく私たち大人も同様です。

運動公園の駐車場で「何か危ないことをやって遊んでいるな」と思っていたスケートボードがオリンピック競技になる時代です。地区の皆さんや子どもたちのために何ができるのか、自分の意識や巡回指導を含めた活動内容の見直しを考える時代が来ているのではないかと感じています。

## 生徒指導関係者 合同研修会

7月1日(月)小学校、2日(火)中学校、高校、特別支援学校の生徒指導関係者が集まり、生徒指導関係者合同研修会が行われました。両日とも、県警本部人身安全・少年課少年サポートセンター係長から「令和時代における青少年の非行及び犯罪の現状と対策」について講演がありました。

少年非行・犯罪は、平成の後半から令和にかけて減少傾向であること、万引き・自転車盗なども減少していること、以前見られた少年集団の不良行為も見られなくなったことなど、数字だけ見れば治安が安定してきたように見えます。しかし、警察はこれまで以上に忙しく、子どもたちの被害、特殊詐欺、薬物乱用など、ネットを介した犯罪が拡大傾向ということでした。

その後、小学校では、巡回指導についての研修、中学校、高校、特別支援学校は、各校の生徒指導の現状について情報交換が行われました。



## 少年相談連絡会

7月8日(月)少年相談連絡会が行われました。少年相談連絡会は、長野市の少年相談に関わる16の専門機関で構成され、少年相談専門委員(小学校・中学校・高校の代表7名)も参加しています。今年度は、「子どもたちが抱える課題と現状」をテーマに、各機関から発表がありました。

最近の中・高生の非行の状況は、10年間は減少傾向にあったが、昨年度から上がり始めた。少年非行では、SNSのトラブルが増加した。児童ポルノ、都市部は盗撮、薬物の売買など。

〇共働き家庭が増えている。そのため、子どもには小さいときから連絡手段としてスマホを渡している。子どもたちは、つながりをもちたい。  
↓スマホやSNSに求めていく傾向がある。

〇学校の教員にできることはないか。  
↓今の子どもたちは言語化が未熟である。言葉が足りない。言語力が足りない。そのため困っていることが伝えられない傾向がある。  
(連絡会記録より)

### (16機関) 少年相談連絡会を構成する専門機関

- ・長野地方法務局
- ・長野少年鑑別所
- ・長野県警本部
- ・長野南警察署
- ・長野県中央児童相談所
- ・長野市保健所
- ・小学校長会
- ・三区高等学校長会
- ・長野市教育委員会
- ・長野保護観察所
- ・長野家庭裁判所
- ・長野中央警察署
- ・北信教育事務所
- ・長野市福祉事務所
- ・中学校長会
- ・長野市PTA連合会

# 出前講座

当センターでは、出前講座を無料で  
行っています。

●スマホの安全な使い方講座

●青少年の健全育成に向けた巡回指導

本年度は10月までに20回利用いた  
きました。小・中学校の啓発授業、住  
民自治協議会の少年育成委員会や住  
民の集いなどに伺っています。

話題のスマホ関連トラブル・犯罪被  
害防止に関する講座の申し込みが多  
く、依頼者のニーズに応じた講座にな  
るよう努めています。DVDの動画を  
見てもらい、図やグラフをスクリーン  
に映し、わかりやすく説明  
します。視聴  
覚機材のない  
施設にはセン  
ターから持参  
して対応して  
います。

申し込みは  
『少年育成セ  
ンターホーム  
ページ』をご  
覧ください。

QRコード  
からも検索  
できます。



出前講座の様子

# 一日少年育成委員

今年度  
はこれま  
でに3回  
の一日少  
年育成委  
員による  
体験活動  
が行われ  
ました。

11月9日  
(土)が  
最後とな  
ります。

小・中・高校のPTAの皆様  
と一般応募の方が参加され、長野駅周  
辺の巡回指導を行いました。巡回は、  
子どもたちの興味関心が高そうな店や  
場所を回ります。ゲームセンターで  
は、プリクラを撮影する子が多く、声  
を掛けさせてもらいました。子どもた  
ちは、いるところにはいます。その様  
子を見てきました。



長野市青少年保護育成条例には、非  
行や犯罪における「場所の提供及び周  
旋の禁止」の条文があり、青少年が問  
題行為を行われたり、青少年に対して問題  
行為が行われたりすることを知らなが  
ら場所の提供や周旋(なかだち等)す  
ることを禁止しています。そのため、  
少年育成委員は、カラオケボックスや  
ゲームセンター、インターネットカ  
フェなどを巡回し、店の方々に健全な  
利用ができるように声掛けをお願いし  
ています。

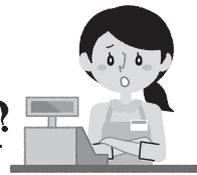
# 巡回指導から気になること

(巡回指導日誌より)

●夏休みに多くの学生が学習室に訪れ  
て勉強していました。しかし、学習  
に来てはいるにもか  
かわらず、何人かの子  
がエスカレーターに  
イタズラしたり、迷  
惑な音を流したりし  
て大変困りました。



●万引きをされて困っ  
てます。結構高価な  
物なのでレジ前にお  
いて、見てはいるの  
ですが、数が合いま  
せん。



●中学生が店前で数人でたむろするこ  
とがあり、他のお客さんに迷惑をか  
けています。ま  
た、暑いので、  
集団で店内に  
入りこんで長  
時間涼んでい  
る。子どもた  
ちが心配です。



●自転車ヘルメットをかぶらず、  
シャツは出しっぱ  
なし。人ごみを  
縫って運転。その  
後どうなったか心  
配です。



# ☆困ったなら困る前に☆

『青少年の相談』は

少年育成センターへ

電話 228-8588

月々金曜日 8時30分〜17時15分

※匿名でけっこうです

# 編集後記

七瀬地下道は、以前  
から繰り返し落書きさ  
れ、何度も落書きを消  
す作業が進められてき  
ました。ここに来て、  
また少しずつ増え始め  
てしまいました。並行  
して長野大通りへ抜け  
る地下道は、これまで  
落書きは見られなかつ  
たのですが、5月の連  
休明けに、その地下道  
の壁と民家に、大きな  
落書きをされました。  
ました。長野市では、  
すぐに消す作業を行  
い、現在、落書きが消えましたが、な  
んとも後味が悪いものです。  
各地区にも、多くの地下道がありま  
す。各住民自治協議会では、地区の地  
下道が安心安全に使えるように、巡  
回、清掃、整備をされている話を聞き  
ました。皆様の活動に励まされる今日  
この頃です。

